

## まちづくり協議会 平成25年度 活動計画

まちづくり協議会の平成25年度活動計画がまちづくり協議会総会にて承認されました。（下表参照）具体的に事業の検討を行うため、適宜役員会を開催します。なお、協議会での検討や活動状況については、まちづくりだよりによって定期的に報告していきます。

地籍調査は、まちなか再生エリアを3ブロックに分けて3ヵ年で実施する予定です。

### ふるさとリーサム地区まちづくり協議会 平成25年度 活動計画

#### 目的

本地区のまちづくりを進めるにあたって、災害に強いまちづくりを推進することを目的に、協議会会員の理解を深めながら検討する。

#### スケジュール

	開催内容	検討プログラム
4月	●第1回 役員会	・今年度の進め方
6月	●第2回 役員会	・地籍調査説明会
9月	●第3回 役員会	・地籍調査現地調査
2月	●第4回 役員会 ●総会	・今年度の活動内容報告

※上記プログラムは現時点での予定であり、変更する場合があります。

#### ～地籍調査とは～

まちづくりの整備を進めるにあたっては正確に権利関係を把握する必要があり、土地の所有者、地番、地目の調査、及び隣地との境界確認、面積を測量する調査です。その調査により正確な面積、土地所有者等を把握し、法務局の登記簿の記載内容の修正や地図を更新することができます。

## 今後のスケジュール

まちづくりを考える会・まちづくり協議会では、寝屋川市とともに検討を進めている「まちづくり整備計画（案）」について、地元の意見をとりまとめる予定です。

また、平成25年度は地籍調査の実施に向けて、活動を行う予定です。

#### 現在の状況

組織立上げ活動  
協議会の組織体制や  
進め方の検討

まちづくりの検討  
勉強会や視察会を通じてまちづくりを  
検討します。（計画案、具体的な事業など）

計画案の作成  
意見とりまとめ  
（2013年春）

#### まちづくりだよりの問い合わせ先

- ・寝屋川市まち政策部都市計画室
- ・電話：072（824）1181
- ・FAX：072（825）2618
- ・Email：tosikei@city.neyagawa.osaka.jp



## ふるさとリーサム地区 まちづくりだより

※地区名称：子や孫が帰ってきたいくなる活気のあるまちづくりを進めることから名づけられ、ふるさとリーサム地区まちづくりを考える会が発行。サムは、小路北町（S）・打上新町（U）・明和（M）の頭文字を指します。ふるさとリーサム地区まちづくり協議会

## ふるさとリーサム地区まちづくり協議会総会を開催しました

2月26日（火）に、ふるさとリーサム地区まちづくり協議会の総会がいいき文化センターにて開催されました。（当日出席34名、委任状出席72名）

協議会総会では、平成25年度活動計画（案）について、寝屋川市への要望書（案）の提出について審議され、賛成多数により承認されました。（平成25年度活動計画については下記参照、要望書については次頁参照）



協議会総会の様子

協議会会員からは、「地権者だけでなく、居住者の意見を反映する機会を設けるなど、まちづくり協議会の進め方を考えてほしい」、「地元中心にまちづくりを進めていくが、専門的な点などについては寝屋川市に協力してほしい」、「整備対象路線の検討過程について教えてほしい」などのご意見をいただきました。

## 改良住宅4号棟の取り壊しについて

下記の市営住宅（改良住宅4号棟）は、老朽化等による地域住民の安全性を確保するため、用途廃止となりました。平成25年6月頃より、建物の取り壊し（除却）が進められる予定です。

○改良住宅4号棟 位置図



## 道路整備に関する要望書が審議・承認されました

地元が中心となって災害に強いまちづくりを進めるために、まちづくり協議会を中心に議論を進めてきました。なかでも、まちなか再生エリアにおける「防災軸となる幹線道路の整備対象路線」については、早期完成が不可欠であるため、『道路拡幅整備に係る市と地元の役割』を寝屋川市に提出し、協力を要請することが審議・承認されました。

平成 25 年 3 月 1 日

### 要 望 書

寝屋川市長 馬場好弘 様

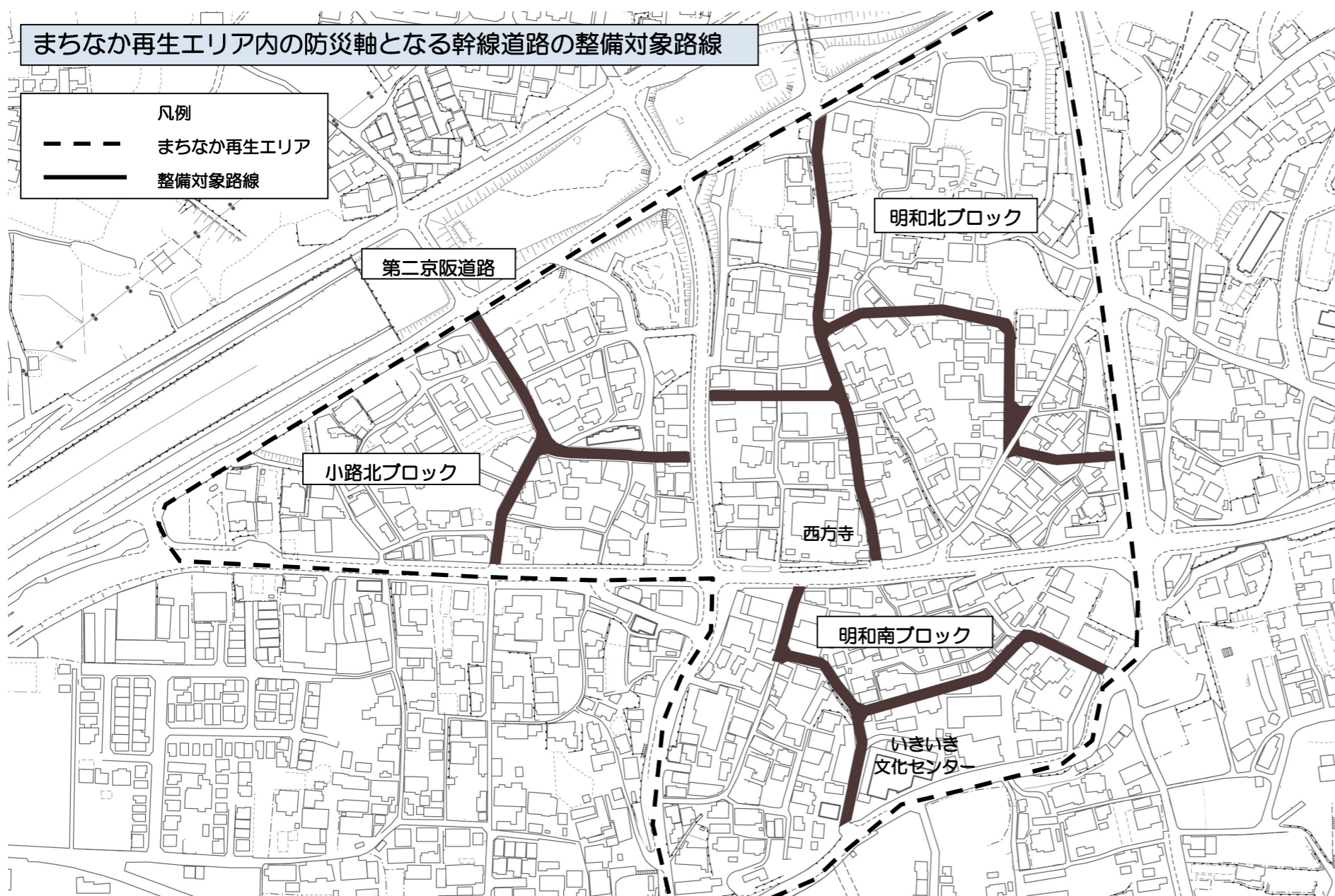
ふるさとリーサム地区 まちづくり協議会  
会長 木邨 忠保

平素より当地区のまちづくりにご尽力賜りまことにありがとうございます。

さて、当地区は災害に対して脆弱な場所が多数あることから、道路や公園の整備、建物の建替え、空き家空き地の活用等により、地元が主体となって災害に強いまちづくりを推進するために、昨年 9 月に地権者によるふるさとリーサム地区まちづくり協議会を設立いたしました。

この間、協議会役員会においてまちづくりについての検討を行ない、自分たちのまちづくりは自分たちで行っていくという思いを一層徹底し、地元主体のまちづくりを基本として議論してまいりました。

しかしながら、整備につきましては早期完成が不可欠であるため、当地区の防災軸となる幹線道路の整備対象路線について、道路拡幅整備に係る市と地元の役割を右のとおりとして、ご協力いただくよう要望いたします。



### 要望内容

#### 1. 地籍調査について

- ①地籍調査は市で行なっていただきたい。
- ②民々の境界確定の調整については地元が協力する。

#### 2. 整備工事について

- ①道路の整備工事については、整備後は市が管理することから市に行なっていただきたい。
- ②整備については地権者の協力度合いにより実施することとし、順位については地元と市が協議して決める。

#### 3. 幅員6mの拡幅部分の用地確保について

- ①用地の交渉については地元が主体となって行なう。
- ②現況道路や義務負担分（建築基準法上の道路扱いとなり道路後退が必要な部分）は寄付する方向で検討。
- ③現況道路や義務負担以上の拡幅用地及び新設道路用地については、地権者が一定の負担を行なったうえで、市に買い上げてもらう。
- ④一定まとまった土地（別途協議により決定）については、市有地と等価交換してもらう。（市と地元と協議）

#### 4. 家屋（工作物、植木を含む）の補償費又は解体費について

- ①空き家については市から解体費の一定の補助を受けて解体する。
- ②現在居住している建物家屋（工作物、植木等を含む）は、権利者が一定の負担を行なったうえで、市より移転補償費を受けて解体撤去を行なう。

#### 5. 借地、借家人の立ち退きについて

- ①原則として借地、借家人の立ち退き交渉は地主と地元が協力して行なうが、必要に応じ市の協力、助言を得るものとする。